電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針

令和７年９月４日策定
（令和８年11月18日改定）
総　　務　　省

１　趣旨

総務省は、これまで、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議からの客観的かつ専門的な見地による助言を得つつ、電気通信事業分野の市場検証を継続的に実施してきた。

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方　最終答申」（令和７年２月３日情報通信審議会答申。以下「最終答申」という。）では、透明性や実効性が確保された形で、時代に即した規制の見直しを図る体制を構築する観点から、こうした検証を通じた規制のPDCAサイクルについて、法的に位置付けることが適当とされた。

これを受け、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号。以下「令和７年改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第167条の３において、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等が規定された。

本方針は、同条第２項に規定する調査及び評価の実施に関する方針として定めるものである。

２　競争状況等の調査及び評価の概要

（１）目的等

電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、必要に応じて、規制の内容はもとより、事前規制・事後規制といった手法を含む規制の在り方について不断に見直していくことが不可欠である。

このため、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案しつつ、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」及び「電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査」を行い、それらの結果に基づき、「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」を行う。

評価の結果は、電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用する。また、評価の結果を踏まえ、必要に応じ、規制の在り方の見直しを実施する。

（２）情報通信行政・郵政行政審議会への諮問

電気通信事業法第 169 条第２号において、本方針とともに、本方針に基づく評価については、情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないこととされている。

総務省は、本方針に基づく調査の実施段階から、その状況を審議会に報告するなど、客観的かつ専門的な見地からの助言を得ながら評価を行う。

（３）調査及び評価のスケジュール

本方針に基づく競争状況等の調査及び評価は、令和７年度から年度単位で実施することとし、各年度における当該調査及び評価の結果は、意見募集及び審議会からの答申等を踏まえ、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、公表する。

（４）調査及び評価の手法

本方針３及び４において定めた項目について定点的に調査を行い、その結果に基づき、本方針５において定めた評価を行う。

調査及び評価の実施に当たっては、電気通信事業法及び NTT 法に基づく報告・届出等により得られた情報、関係事業者等による公表情報、関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果を用いるとともに、必要に応じ、審議会における関係事業者等に対するヒアリング結果を用いる。

関係事業者等に報告等を求める事項については、事業者の負担にも配意しつつ、随時見直す。

（５）調査及び評価の結果等を踏まえた本方針の見直し

毎年度の調査及び評価の結果や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、本方針を見直す。

３　電気通信事業者間の競争の状況の調査

（１）調査の概要

電気通信事業の公正な競争の促進のために必要な政策対応の在り方を検討するに当たり、検証対象となる市場を画定した上で、競争状況等に関する指標を定点的に観測し、各検証対象市場における競争状況等の動向を継続的に分析する。

また、電気通信事業者のネットワークにおける他者のクラウドサービスの利用が進展しつつあること等を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービス等の実態把握を行う。

あわせて、国際競争力の強化等の観点から、各事業者の研究開発への取組状況の把握を行い、電気通信技術の発達を勘案して、競争状況等を分析する。

（２）検証対象市場に係る競争状況等の分析

①検証対象市場

検証対象市場の範囲（サービス範囲及び地理的範囲）は、以下のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="5">サービス範囲</th><th>地理的範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="4">移動系通信</td><td colspan="2" rowspan="3">小売市場</td><td colspan="2">移動系通信市場</td><td rowspan="3">全国</td></tr>
<tr><td>携帯電話向け通信サービス市場</td></tr>
<tr><td>通信モジュール市場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">卸売市場</td><td colspan="2">移動系通信市場</td><td rowspan="3">全国</td></tr>
<tr><td>携帯電話向け通信サービス市場</td></tr>
<tr><td>通信モジュール市場</td></tr>
<tr><td rowspan="6">固定系通信</td><td rowspan="4">データ通信</td><td rowspan="3">小売市場</td><td colspan="2">固定系ブロードバンド市場</td><td rowspan="3">ブロック別</td></tr>
<tr><td>固定系超高速ブロードバンド市場</td></tr>
<tr><td>FTTH 市場</td></tr>
<tr><td colspan="2">ISP 市場</td><td>全国</td></tr>
<tr><td>卸売市場</td><td colspan="2">FTTH 市場</td><td>ブロック別</td></tr>
<tr><td rowspan="2">音声通信</td><td rowspan="2">小売市場</td><td colspan="2">固定電話市場</td><td>東西</td></tr>
<tr><td colspan="2">050-IP 電話市場</td><td>全国</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人向けサービス市場</td><td colspan="2" rowspan="3">ネットワークソリューション</td><td>移動系通信市場（法人向け）</td><td rowspan="3">用途ごとの横断的な市場</td><td rowspan="3">全国</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定系通信市場（法人向け）</td></tr>
</table>

【ブロック別】

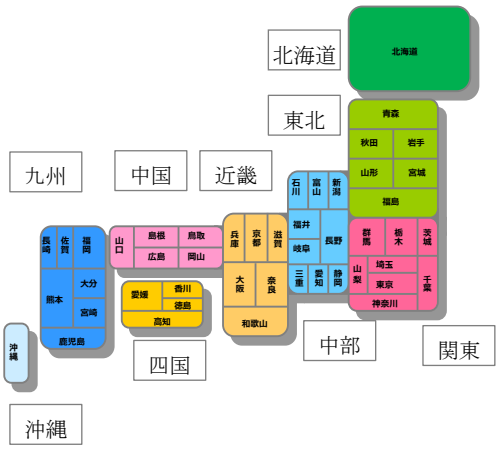

【東西別】

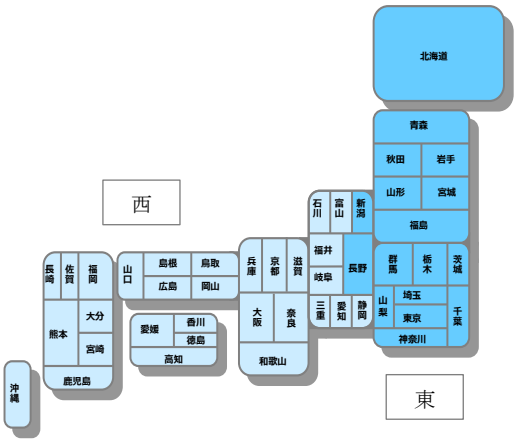

②定点的に観測する指標等

一定程度の市場シェアを持つ事業者数や市場シェアの変動の大きさ等から事業者間の競争状況を俯瞰的に分析するため、市場構造に関する指標（事業者別シェア、市場集中度等）を把握する。

市場規模が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかによって、市場構造に関する指標の評価は異なり得るため、市場全体の動向に関する指標（契約数等）を把

握する。

市場構造に関する指標には必ずしも現われてこないものの競争状況に影響するものであるため、事業者の動向に関する指標（市場に参入する事業者数、主要各社の売上高・営業利益・設備投資等）を把握する。

市場構造に関する指標では捉えきれないものの競争の程度を表すものであるため、事業者のサービス間の代替性に関する指標（主要各社の契約数の増減率、料金プランの状況等）を把握する。

また、近年はネットワーク単体の提供から、アプリやIoT、SI等をセットにしたソリューションでの提供が増加しており、法人顧客の選択に当たっては、コンサルティングや上位レイヤサービス等のソリューション部分が重要視されているとの指摘がある点も踏まえ、ソリューションサービスがネットワークサービスの競争関係に与える影響など、法人向けサービス市場における競争状況の把握に努める。

なお、市場環境の変化や審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言等を踏まえ、必要に応じ、追加的な指標を把握する。

（３）電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

仮想化技術等の発達により、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が進展しつつあり、今後、通信ネットワークを構成する設備や機能の変化とともに、これらを提供する事業者の影響力の拡大など、ネットワークの仮想化・クラウド化により電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定される。

このため、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握として、その料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等の調査を行う。

（４）研究開発への取組状況の把握

（３）のほか、電気通信技術の発達が電気通信事業者間の競争に影響を及ぼし得ることを踏まえ、電気通信事業者の研究開発への取組状況の把握として、電気通信事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた研究開発に関する取組等について、中長期的な動向を含めて調査を行う。

また、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第20号）による研究に関する責務撤廃後のNTT株式会社（以下「NTT持株」という。）の基礎・基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行う。

４　電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状

況の調査

（１）調査の概要

電気通信事業の公正な競争の促進のため、電気通信事業法及びNTT法をはじめとして、関係する法令・ガイドライン等において、電気通信事業者の業務の適正性等を確保するための様々な措置が講じられている。

電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼす問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処していくため、主要な電気通信事業者の経営・財務状況及び業務運営・組織態勢について定点的に把握するとともに、関係する法令・ガイドライン等の遵守状況を含め、電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況を確認する。

（２）経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握

主要な電気通信事業者における経営・財務状況やリスクマネジメントやガバナンス態勢を含む業務運営・組織態勢等について把握を行う。

（３）法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法第30条及び第31条に基づく市場支配的な電気通信事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、別表１及び別表２のとおり確認を行う。

あわせて、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）の「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成27年２月策定）を踏まえた対応状況等について、別表３のとおり確認を行う。

なお、電気通信事業法第30条第１項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となり得るものの、当該指定を受けていない電気通信事業者（未指定事業者）に対しても、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行う。

②NTTグループに対する公正競争確保のための措置に関する遵守状況等の確認

「NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針」（令和８年５月）の遵守状況等について、別表４のとおり確認を行う。

③NTTグループの組織再編に係る対応等

旧NTT（NTT持株・NTT東西）と旧NTTからの分離会社との間及び株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）とその特定関係法人（電気通信事業法第30条第３項第２号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）と

の間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）が発生する場合には、必要に応じて、組織再編の内容についてNTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があると認める場合は、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。

検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する。

④NTT東西の活用業務の検証

NTT東西が活用業務(NTT法第２条第７項に規定する業務をいう。以下同じ。)を営むに当たり、公正競争を確保するために講ずることとした措置の有効性・適正性及び当該措置の遵守状況について、別表５のとおり確認を行う。

⑤その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

上記①から④までのほか、電気通信事業法第27条の３（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年４月策定）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。

あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。

５　電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

本方針３及び４の調査の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行う。

その際、電気通信事業法第30条及び第31条に基づく禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループに対する公正競争確保のための措置の要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う。

また、最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされたNTT東西の分離の在り方、NTT持株による事業の実施の在り方、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方等の各項目の検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う。

別表１　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者及び確認項目（固定系通信）

確認対象者	確認項目
(1)第一種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTT 東西）	①　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等
	②　卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等
	③　電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な差別的取扱い等の有無を検証するための情報等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も行う。 A 局舎スペースの利用に関する検証 B NTT 東西における各種手続についてのリードタイム検証 C NTT 東西の接続機能要望等に関する検証 D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 E 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証
	④　他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者・販売業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な規律・干渉の有無を検証するための情報等
	⑤　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と特定関係事業者の役員等の兼務の状況
	⑥　第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等
	⑦　電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等
	⑧　特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常の条件に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものが行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等
	⑨　電気通信業務又はこれに付随する業務を受託した子会社において、当該業務に関して、①から④まで及び⑥から⑧までの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況並びに①から④まで及び⑥から⑧までの行為の有無を検証するための情報等

(2) 上記(1)の契約の相手先である一定規模以上の電気通信事業者	① (1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	① (1)の事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例
	② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い等が疑われる事例
	③ (1)の事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例
	④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

別表２　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者及び確認項目（移動系通信）

確認対象者	確認項目
(1)第二種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTT ドコモ）	①　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等
	②　卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等
	③　電気通信業務について、特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も行う。 A　グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 B 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証
(2)上記(1)の特定関係法人	①　(1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容
(3)上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	①　(1)の事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例
	②　電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が疑われる事例
	③　その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

別表３　サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等についての確認対象者及び確認項目

確認対象者	確認項目
(1)NTT 東西	①　競争阻害的な料金の設定等 ②　提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③　技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④　サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤　競争阻害的な情報収集 ⑥　情報の目的外利用 ⑦　情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧　卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨　業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩　正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否
(2)NTT 東西以外の主要なFTTH事業者	・　上記①～⑩のうちNTT 東西以外の事業者にも確認すべき項目

別表４　NTT グループに対する公正競争確保のための措置に関する遵守状況等の確認についての確認項目

公正競争条件	確認項目
①在籍出向の禁止	・　NTT 持株と NTT データグループ又は NTT データとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 ・　NTT 持株と NTT ドコモとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 ・　NTT 東日本及び NTT 西日本と NTT データグループとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。
②共同資材調達の扱い	・　「NTT 株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針」に基づいた措置を実施しているか。

別表５　NTT 東西の活用業務についての確認項目

確認対象者	確認項目
(1)NTT 東西	①　ネットワークのオープン化 ②　ネットワーク情報の開示 ③　必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保 ④　営業面でのファイアーウォール ⑤　不当な内部相互補助の防止（会計の分離等） ⑥　関連事業者の公平な取扱い
(2)競争事業者	活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれていないことが疑われる事例